

TOHOKU UNIVERSITY LAW SCHOOL

東北大学 法科大学院 2008



知の拠点、「東北大学法科大学院」へ



法学研究科長
稲葉 馨

東北大学法科大学院へようこそ

みなさん、東北大学法科大学院へようこそ。

平成16年4月に全国で多くの法科大学院が発足しましたが、その中で東北大学法科大学院は、どのような理念と特長を持った法科大学院といえるでしょうか？

東北大学法科大学院は、大正11年(1922年)に我が国で3番目の国立の法文系学部として設立された東北帝国大学法文学部以来の輝かしい歴史と伝統を有する東北大学法学部の研究教育両面にわたる優れた実績の上に立ち、現代社会の新たな社会的要請に的確に応える高度な専門的法曹実務教育を行う専門職大学院として、平成16年4月に発足いたしました。

東北大学法科大学院のスタッフの充実ぶりは、現職又は前職の裁判官及び検察官、さらに第一線で最も活躍の目ざましい弁護士を専任の教員として迎え、法学の各分野で学界を代表する研究者教員とともに、全国の数ある法科大学院の中でも他の追随を許さないものであると自負しております。また、法科大学院が開設された東北大学片平キャンパスは、東北地方の法曹実務の中枢ともいべき仙台高等裁判所、仙台高等検察庁、仙台弁護士会等と至近の地にあります。さらに、毎年度当初に入学オリエンテーションを行っている片平キャンパス内の「魯迅の階段教室」(法科大学院の講義室・演習室等に隣接)は、中国の文豪・魯迅がかつて日本留学時代に本学の医学専門学校の学生として実際に学んだ教室を当時の状態のまま保存したもので、中国の江沢民国家主席(当時)が訪日した際にわざわざ見学のために来訪するなど、貴重な文化遺産であると同時に、我が国大学における国際交流の記念碑的建造物でもあります。

このような歴史と伝統が現代に息づく素晴らしい学問的環境と、我が国を代表する優れたスタッフを擁する東北大学法科大学院は、現代的諸課題に立ち向かう21世紀の新しい法曹を目指す人々が真摯に勉学に取り組むための最高の場であるといえましょう。

法律を運用する専門家としての法曹には、重い社会的使命と責任が課され、また優れた法曹には自分自身を客観視しうる冷静な正義感が必要とされます。法科大学院で必要とされる勉学は、決して容易なものではありませんが、熱意あふれる優秀な方々が東北大学法科大学院に数多く集い、相互研鑽の中で、法曹への道を歩んでいかれることを念願してやみません。



法科大学院長
坂田 宏

法を学び、人に真似ぶ

従来の法学教育と法科大学院教育との違いとは何でしょうか。従来、実定法の法学教育では、概念を中核とした法解釈に比重が置かれてきました。もちろん、判例研究など、事実から出発する研究に裏打ちされていたのですが、学生の立場からみれば、概念操作のみが目立っていたのかも知れません。それに対する反作用として現れたのが、正解思考のマニュアル教育でありました。

しかし、法科大学院の教育は違います。第1年次では、従来と同様、法律基本科目をマスターしなければなりません。第2年次では、一般社会にある生の事実を想定し、複数の法的解決の可能性を見出しつつ、妥当な解決方法に至る道筋を学ぶことになります。従来の法学教育が、表面上、軽視しがちであった部分に比重を置いた教育です。それは、真に法曹となる基本的素養でもあると言えます。

みなさんの中には、新司法試験のことが気になる方も多いでしょう。ある意味で、やむをえないことです。しかし、正解を並べ立てるだけの「答練」では、法曹になるべき素養を身につけることはできません。事実から出発し、法的な概念を適切に用いることにより、事実関係に妥当な法を適用するという法科大学院の教育こそ、法解釈と法適用とを適正に結びつけたものであって、遠回りに見えても正道であり、最短距離だと言えます。

みなさんは、3年あるいは2年の間、法を学ぶことになります。学ぶの語源は「真似ぶ」であるとする有力説があります。法を学ぶことは、人に真似ぶことでもあります。東北大学法科大学院のスタッフは非常に充実しています。実務家教員は実務の、研究者教員は理論の専門家です。みなさんは、様々な問題点にぶつかり、悩み、解決に至った経験を持ち合わせたこれらの教員に真似んでいただきたい。法を学び、人に真似ぶ法科大学院生として、善き法曹を目指してください。

「優れた法曹」を目指す!

一口に法曹といっても、裁判官、検察官、弁護士は、それぞれに異なった役割を担っています。たとえば、裁判官であれば民事・刑事・家事のいずれを担当するか、また、同じく民事と呼ばれるものの中でも、行政事件・知的財産権関係事件など特別な分野を担当するか、検察官であれば捜査・公判のいずれを主に担当するか等によって、仕事の内容は大いに異なります。さらに、弁護士も、裁判を中心とした仕事（一般民事事件・家事事件・商事事件・刑事事件等）から企業法務や渉外契約交渉の仕事に至るまで、実にさまざまな分野をカバーしなければなりません。

東北大学法科大学院は、このように広範囲にわたる法曹の仕事のうち、とくにどれかを重視してそれに強い法曹を養成するという方針をとるものではなく、むしろ具体的にどの職種についてどのような分野の仕事に従事するかにかかわらず、以下のような能力と資質を備えている者を21世紀の「優れた法曹」と位置づけて教育を行います。

- ① 現行法体系全体の構造を正確に理解する。
- ② 冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見する。
- ③ 具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察する。
- ④ 緻密で的確な論理展開をする。
- ⑤ 他人とのコミュニケーションをするための高い能力（理解力・表現力・説得力）をもつ。
- ⑥ 知的なエリートとしての誇りをもち、それに伴う責務を自覚している。

このような資質と能力を備えた者であれば、優れた法曹として社会に貢献することができるでしょう。具体的な職種や仕事の分野そのものは、今後の社会の進展に伴ってさまざまな形でその需要・必要性を変化させていくことが予想されますが、このような21世紀の「優れた法曹」であれば、時代の新しい変化に対応しつつ、法曹としての活躍が期待できるものと考えます。

このような「優れた法曹」を養成するという目的を実現するために、東北大学法科大学院では、次のような教育を行います。

I 理論的な法律の基礎の体得を目指す教育

「優れた法曹」となるためには、法曹実務についての知識と並んで、法理論についての深い理解がきわめて重要です。理論的基礎の修得により、法曹実務の知識が確固たるものとなり、新しく生起する問題に実務法曹としての的確にまた創造的に対処することができるでしょう。このような理論的基礎については、主として1年次の基本的な科目と2年次の基幹科目（実務民事法、実務刑事法、実務公法）で重点的に学ぶことになります。

III 先端的・学術的・現代的・国際的な科目の充実

多彩な研究者教員を擁していることを活かして、先端的・学際的・現代的・国際的な分野についても充実した授業科目を提供します（基礎法・隣接科目、展開・先端科目）。このような科目の履修により、視野を広げ、将来、専門的な分野で活躍するための基盤をつくりあげることを狙いとしています。

II 理論と架橋した法曹実務教育

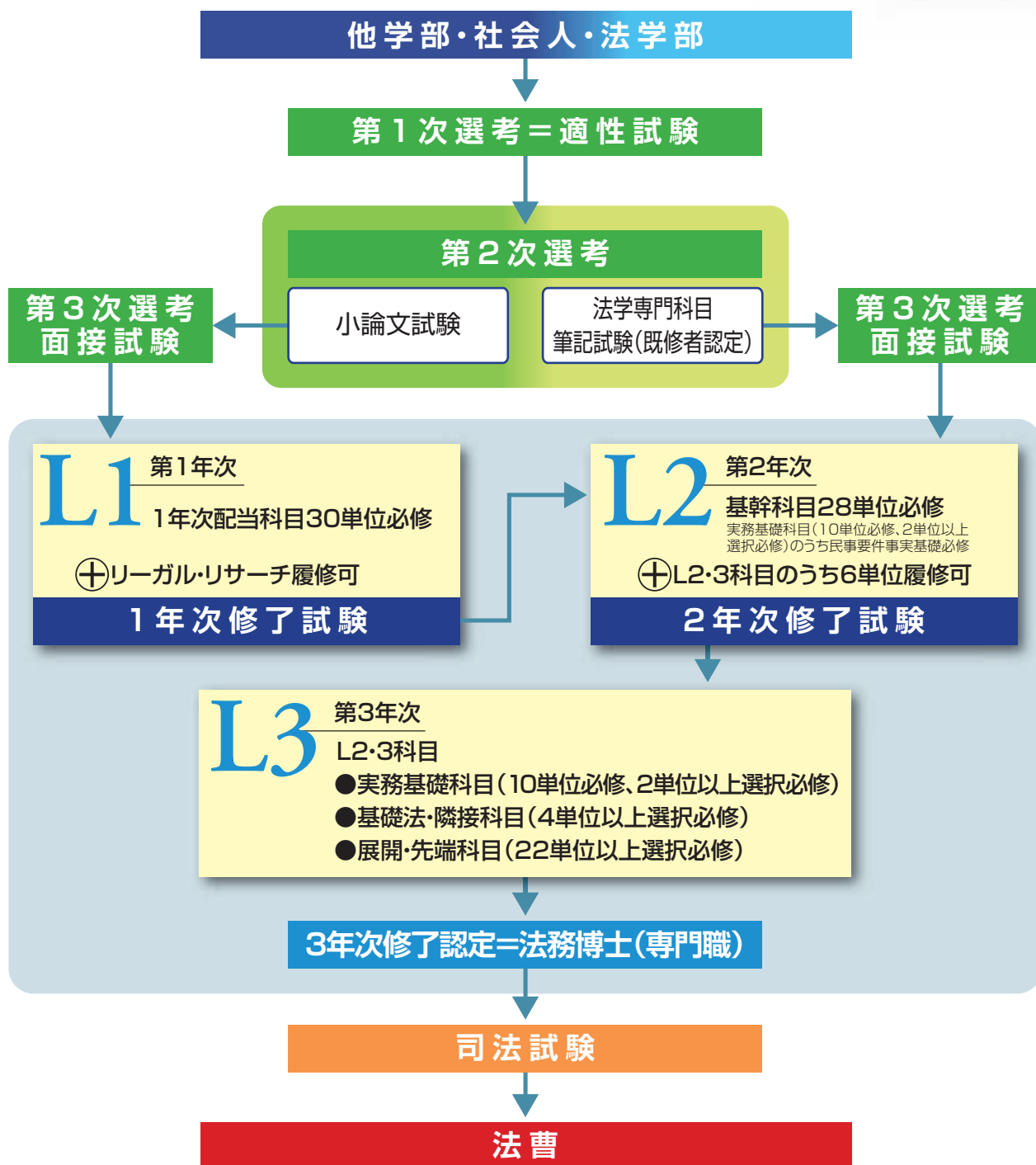
法曹実務についても、理論的な問題との架橋を十分に意識しつつ、一定の知識を修得させ関心をはぐむカリキュラムを提供します。具体的には、2年次・3年次の実務基礎科目（法曹倫理、民事・行政裁判演習、刑事裁判演習、民事要件事実基礎、刑事事実認定論、リーガル・リサーチ、リーガル・クリニック、ローヤリング、エクスターンシップ、模擬裁判）等において、実務家教員と研究者教員から法曹実務教育を受けることになります。

IV 50人を標準とした少人数教育

理論教育及び実務教育のいずれについても、教育方法として、1クラス50人を標準とする少人数教育を行い、徹底した双方向の教育を目指します。教員と学生及び学生同士のディスカッションを多用することにより、理論や実務についての理解を効果的に深めるとともに、法曹にとって重要な、理解力・表現力・説得力等のコミュニケーション能力を向上させることを狙いとしています。

法曹への道を目指して

入学までに十分な法学知識を修得していない者(法学未修者)は3年間で、既に十分な法学知識を有している者(法学既修者)は2年間で、それぞれ法科大学院の課程を修了することが前提とされています。入学申請時に2年間で修了を希望した者については、法学(基本的な科目)に関する筆記試験(必須)及び法科大学院法学既修者試験(任意)の成績によって、法学既修者としての入学を認め第2年次からの科目履修を認めます。その他の者については、法学未修者として第1年次からの科目履修となります。



L1科目 第1年次

第1年次は、第2年次以降の学習を効率的に行うため、法学の基礎的な知識を修得します。憲法、行政法、民法I、民法II、民法III、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法という最も基本的と思われる法律科目がすべて必修科目として提供されます。

第1年次配当科目

(30単位必修)

憲法(4単位)／行政法(2単位)／民法I(4単位)／民法II(4単位)／
民法III(4単位)／刑法(4単位)／商法(4単位)／民事訴訟法(2単位)／
刑事訴訟法(2単位)

※1年次修了認定

1年次には、上記1年次科目のほか、リーガル・リサーチ(2単位)のみ履修することができます。

1年次修了試験で1年次科目のうち、1科目でも不合格になると2年次に進級することができません。ただし、1年次科目の授業科目30単位をすべて取得できなかった者のうち、一定の要件を満たす者については、進級と、2年次に配当される授業科目の履修が認められます。

L2科目 第2年次

第2年次以降には、法科大学院の学生すべてにとって必修となる科目—基幹科目および実務基礎科目—が配置され、将来法曹として活動するために必要不可欠な法曹実務の基本について、2年間かけて重点的な教育が行われます。また、学生は、以上の必修科目を受講すると同時に、基礎法・隣接科目群及び展開・先端科目群の中から、将来における自己の専門性を見据えて、自由に選択し履修することができます。

基幹科目

(28単位必修)

実務民事法(14単位)

この授業では、1年次ないし学部段階において得た、民法、商法、民事訴訟法に関する基本的な理解を前提とし、それらの法律が、実際の裁判において、どのように適用されるのかを学ぶことを目的としています。

実務刑事法(8単位)

刑事法に関する基本事項の理解を前提に、重要判例を素材として、そこで生じている法的諸問題につき、適切な解決を導き出すために必要な能力を高めることを目的としています。研究者教員と実務家教員とが緊密な連携を図った上で、体系的な知識の確認にも意を配りつつ、実務の基礎にある論理に対する各学生の理解が深まるよう、双方向的な授業を行います。

実務公法(6単位)

憲法訴訟および行政訴訟に関する訴訟実務を対象とした憲法・行政法上の専門的諸問題について詳細に検討します。その際、戦後の最高裁判例および下級審の重要判例を訴訟法的視座から再点検する徹底したケーススタディを行います。

基幹科目としては、実務民事法(14単位)、実務刑事法(8単位)および実務公法(6単位)の3科目が配置されます。いずれにおいても、伝統的な実定法学問分野ごとの専門科目に細分化せずに、大くくりの枠組のなかで、主として2年次に総合的に学習することが予定されています。いずれの科目においても、1クラス50名程度の少人数クラスを複数の教員(研究者および実務家)が共同して担当し、実際の裁判を常に念頭に置きつつ、実務及び理論双方の観点から、実体法と手続法を総合的に学ぶことを通じて、法曹としての基本的な能力を涵養することを目的としています。

※2年次修了認定

2年次には、「基幹科目」28単位及び「実務基礎科目」のうち2年次必修の民事要件事実基礎2単位のほかに、3年次配当科目(「実務基礎科目」「基礎法・隣接科目」「展開・先端科目」群の科目)から、2年次にも履修可能な科目6単位分を履修することができます(2年次における最大履修登録単位数は合計36単位です)。

2年次修了試験で上記「基幹科目」の1科目でも不合格になると3年次に進級することができません。

L2・3科目 第3年次

実務基礎科目

(10単位必修、2単位以上選択必修)

実務基礎科目は、法曹実務における高度な技能・ノウハウを修得させるために、実例ないし事例を使って実務の疑似体験をさせるものです。具体的には、法曹倫理、民事・行政裁判演習、刑事裁判演習、民事要件事実基礎を必修科目として、また、刑事事実認定論、リーガル・リサーチ、リーガル・クリニック、ローヤリング等を選択必修科目として開講します。

法曹倫理(2単位必修)／民事・行政裁判演習(3単位必修)
刑事裁判演習(3単位必修)／民事要件事実基礎(2単位必修)
刑事事実認定論(2単位)
リーガル・リサーチ(2単位 L1、L2配当)
リーガル・クリニック(2単位)／ローヤリング(2単位)
エクスターンシップ(2単位)／模擬裁判(2単位)

基礎法・隣接科目

(4単位以上選択必修)

基礎法・隣接科目では、法と哲学、法と歴史学、法と社会学、法と経済学、法と政治学といった、様々な隣接学問領域との関係において法現象のもつ意義を学びます。将来の実務法曹にとって、このような隣接諸科学との関連において法学を学ぶことは、その視野を広げるために重要です。また、これらの科目を履修することによって、法学全体の体系的な理解のための様々なアプローチを知ることができるでしょう。

日本法曹史演習／西洋法曹史／実務法理学I、II
実務外国法I、II／法と経済学／外国法文献研究I、II、III

展開・先端科目

(22単位以上選択必修)

展開・先端科目は、先端的現代的分野科目、国際関連科目、学際的分野科目等、法学の高度化・複雑化・専門化が今後ますます進むとともに、法曹には広い視野が必要とされることに鑑みて、開講される科目です。具体的な科目については、下記の一覧を参照して下さい。各学生は、自らの関心と将来予定している活動分野などを念頭において、これらのうちから22単位以上を自由に選択して履修することによって、将来法曹として活躍するために必要な、広い視野と専門性を涵養することができるでしょう。

消費者・家族と法／民事特別法／民事法発展演習
医事法／環境法I*／環境法II*／金融商品取引法
金融法／経済法理論*／経済法実務*／企業法務演習I、II
商取引法演習／民事執行・保全法／倒産法*／応用倒産法*
国際民事訴訟法発展／実務労働法I*、II*／社会保障法
知的財産法I*、II*／租税法基礎*／刑事実務演習I、II、III
少年法・刑事政策／国際法発展*／国際法発展演習*
国際人権・刑事法／トランスナショナル情報法
実務国際私法I*、II*／ジェンダーと法演習
比較憲法発展／リサーチペーパー

*は司法試験選択科目対応科目

※3年次修了認定

3年次における最大履修登録単位数は44単位です。

各科目群から必要とされる単位を合計96単位(法学既修者については合計66単位)取得することが、修了の要件です。

■L1～L3年次の履修例として、次のモデルが考えられます。(※は必修科目)

L1年次

■L1科目(30単位必修)

憲法(4単位)※／行政法(2単位)※
民法I(4単位)※／民法II(4単位)※
民法III(4単位)※
刑法(4単位)※／商法(4単位)※
民事訴訟法(2単位)※
刑事訴訟法(2単位)※

■実務基礎科目 (10単位必修・2単位以上 選択必修)

リーガル・リサーチ(2単位)

L1年次には、第1年次配当科目30単位の他に、リーガルリサーチ(実務基礎科目)を履修することができます。

L2年次

■基幹科目(28単位必修)

実務民事法(14単位)※
実務刑事法(8単位)※
実務公法(6単位)※

■実務基礎科目 (10単位必修・2単位以上 選択必修)

法曹倫理(2単位)※
民事要件事実基礎(2単位)※

■基礎法・隣接科目 (4単位以上選択必修)

実務法理学I(2単位)／実務外国法II(2単位)

L2年次には、「基幹科目」28単位及び「実務基礎科目」のうち2年次必修の民事要件事実基礎2単位の他に、「実務基礎科目」「基礎法・隣接科目」「展開・先端科目」群から6単位分履修することができます(L2年次の最大履修登録単位数は合計36単位)。この例では、法曹倫理、民事要件事実基礎、実務法理学I、実務外国法IIの4科目を履修し、「基幹科目」28単位とあわせ、L2年次に36単位修得しています。

L3年次

■実務基礎科目 (10単位必修・2単位以上 選択必修)

民事・行政裁判演習(3単位)※
刑事裁判演習(3単位)※
刑事事実認定論(2単位)
模擬裁判(2単位)

■展開・先端科目 (22単位以上選択必修)

消費者・家族と法(2単位)
民事法発展演習(2単位)
医事法(2単位)
経済法理論(2単位)
実務労働法II(2単位)
社会保障法(2単位)
租税法基礎(2単位)
刑事実務演習I(2単位)
刑事実務演習II(2単位)
国際法発展(2単位)
ジェンダーと法演習(2単位)

L3年次に履修登録できる合計単位数の上限は44単位です。この例では、L3年次に32単位履修しています。

■L2・3年次の履修モデルにしたがって時間割(前期)を組むと次のようになります。

L2年次	月	火	水	木	金	集中講義
1 8:50～10:20	実務民事法		実務民事法	民事要件事実基礎	実務公法	実務外国法II 9/10～9/14
2 10:30～12:00		実務刑事法	実務公法	実務刑事法	実務民事法	
3 13:00～14:30						
4 14:40～16:10						
5 16:20～17:50	実務法理学I					
6 18:00～19:30						

L3年次	月	火	水	木	金
1 8:50～10:20					
2 10:30～12:00				租税法基礎	
3 13:00～14:30			刑事裁判演習		
4 14:40～16:10	経済法理論	民事・行政裁判演習	刑事裁判演習	国際法発展	社会保障法
5 16:20～17:50			民事法発展演習	消費者・家族と法	ジェンダーと法演習
6 18:00～19:30		刑事実務演習I			

1 特色 少人数教育

50人を標準とした少人数教育を行います。第1年次必修科目と第2年次基幹科目の授業では、学生は固定席に座り、教員は学生の顔写真が入った座席表を持って授業に臨みます。大学の大講義室というより中学・高校の教室を思い浮かべて下さい。教員が学生一人一人の名前と顔を把握しているので、教える側も教えられる側も親密度や緊張感が高くなります。



2 特色 ソクラテス・メソッド

対話型双方向授業に伴う、授業の予習・復習のための課題を出します。対話型双方向授業の実践も、4年度目を迎え、より一層の充実を目指して取り組んでいます。事前の十分な予習が不可欠ですから、毎回の授業ごとに、インターネットを通じた教育研究支援システム(TKC)を通じて、予習の課題を明確に示すようにしています。

また、メール等による質問も随時受け付け、授業外でも双方向となるように心がけています。

3 特色 授業評価

授業の質を向上させるために、学生による授業評価アンケートと教員による授業参観に基づく相互評価システムを導入しています。前者は、当該科目の最終回に受講学生にアンケートを記入してもらうものであり、後者は、他の教員が事前に授業の概要を理解した上で授業を参観し、その感想をアンケートとして提出するというものです。両者の集計結果及び自由記述欄の意見は、授業改善の基礎資料として活用しています。

4 特色 オフィス・アワー制

教員と学生との間の密度の濃い対話を通して、教員は学生の理解の度合いを確かめるとともに、個々の学生の資質や将来の希望を把握することにより、履修科目選択の方向性についてアドバイスします。

5 特色 成績評価

成績評価に関しては、ランクをAA、A、B、C、Dとして(Dランクは不合格です)、厳格に採点しています。授業中の解答や発言、課題に対する取り組みも成績評価の重要な要素となります。また、課題の講評を通じて、学生諸君は現在の自分の成績状況を知ることができます。

6 特色 試験の講評

教員は、科目を履修した学生全体の理解度・達成度の概況について、履修学生に講評を行います。成績評価の客観的基準については、成績評価・修了認定に際して考慮すべき項目について一定の客観的基準を設けています。



法科大学院での授業と学習が実際にどのように行われているか、学生・教員それぞれの立場から語ってもらいました。

L2年次在学

山口 修広



2006年に入学し、早1年が過ぎました。いま、この文章を書きながら、1年次のことを思い起こすと、大変ながらも充実した日々を送ることができたと感じています。

1年次の授業は、2年次以降の学習に耐えうるだけの基本的な知識と、法的な思考力を身に付けることを主な目的として展開されます。先生方も相当な準備を重ねて授業に臨んでおられるので、授業の質はとても高く、目からうろこが落ちることが何度もありました。私は、授業を中心として、予習→授業→復習という単純なサイクルで勉強していましたが、この作業を繰り返すことで、これまで自分がいかに浅く適当な勉強をしてきたかということを知られると同時に、ほんの少しずつではありますが、それぞれの科目の全体的な姿が見えるようになってきました。

2年次に進むと今度は、判例研究中心の、より高度な学習にがら

りと変わりました。ここでは、基本的な知識が備わっていることを当然の前提として授業が進められるので、それについて行くのだけでも大変なのですが、必死にやっていると、これまで勉強した知識が組み合わさって、すっと腑に落ちる時があり、法律が「生きている」ことを実感することが出来ます。

もちろん学習の場は授業だけではなく、むしろそれ以外の自習時間の方が割合としては圧倒的に多いのですが、私は比較的多くの時間を、共に学ぶ友人たちとの演習や議論に当てています。友人たちは皆、志の高い人たちがばかりで、彼らとの議論は私にとって非常に有意義で、慢性的になりがちな学習に刺激を与えてくれます。

辛いことも多いですが、このような恵まれた環境で学習できることに感謝しながら、日々の勉強に励んでいます。

教授／実務公法

山元 一



私の担当する実務公法(必修科目)は、行政法専攻の稲葉馨教授と憲法専攻の私と二人で授業を担当しています。私の授業は、週一回(水曜日の午前中)→コマ(90分間)×15回で、二つのクラスを平行して担当しています。履修者は、二つのクラスとも約50人です。授業の目的は、すでに憲法について学部レベルの内容が身につけている二年次の学生を対象にして、理論と実務を架橋するための基礎的な訓練をすることです。具体的には、最初の4回は、私が作成した授業用のレジュメに沿った憲法訴訟の基本構造についてのレクチャーとそれに関する双方向のやりとりを行います。そして、残りの11回は、私も執筆者の一人として参加した『プロセス演習憲法(第2版)』(信山社刊)を教材として、一回ごとに一つの判決を中心として取り上げ、その事件とそれに関連する重要な判決、およびその分野の学説についての理解を深めるための授業を行っています。

学期中には二回の小テストを行い、最後に学期末試験を行います。小テストの成績、学期末試験の成績、平常点等を総合して成績評価を行っています。



例えば、憲法訴訟の基本構造で扱われる「司法権の対象」についての授業では、次のように授業を進めます。まずはじめに、事前に渡してあるレジュメに沿って、司法権の対象である「法律上の争訟」をめぐる判例と学説について解説します。その後、私から、「住職の地位の確認が裁判所に持ち込まれた場合、どのように取り扱われるべきですか?」という問いを発します。2本のマイクが教室でまわされており、その時マイクを持っている学生が問いについて答えます。「はい、住職の地位そのものが対象となっている場合には司法権の対象とはなりません、それが具体的な権利義務の存否を判断するための前提問題として問題とされているのであれば、原則として司法権の対象となります。」、という確かな答えがなされれば、次の人に対して、例えば、「それでは、前提問題としてであれば、すべての住職の地位の確認は司法権の対象となりますか?」、という質問をします。これに対して、もしも確かな答えがなされなければ、なされた答えについてコメントを加えた上で、次の人に答えてもらいます。このような形式で授業を進めながら、少しずつ質問を変えて、「板まんだら事件」、「日蓮正宗管長事件」、「種徳寺事件」、「蓮華寺事件」などの宗教団体の内紛問題に関する司法権の対象の限界についての判例や学説についての理解を深めてもらいます。さらに、非宗教的団体における内紛を「日本共産党袴田事件」も素材としてとりあげて、宗教団体と世俗的団体の比較してもらいます。質問があれば、挙手してどんどん発言してもらいます。

このような仕方では授業を進めるので、学生の皆さんは大変授業に集中していると思います。また、授業終了後も、多くの学生から質問を受けるので、授業が終わってもなかなか控室に戻れません。



東北大学法科大学院の属する片平キャンパスは、高等裁判所、高等検察庁、弁護士会など、法曹の活動する中心地に隣接しており、学生のみなさんは、東北大学法学部発祥の地でもある片平の伝統溢れる環境の中で学ぶことができます。20世紀初頭、文豪・魯迅が学んだ階段教室は、式典や講演会を行う際に利用されます。

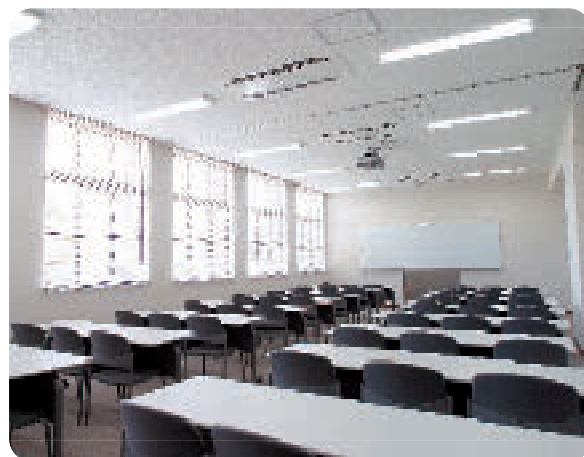
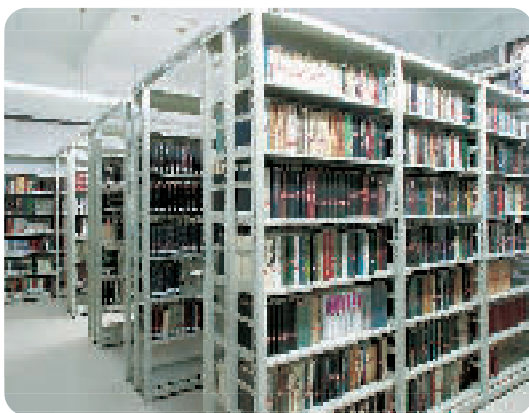


演習室／

研究者教員、実務家教員によって、理論・実務の両面にわたる、密度の濃い授業が行われます。

法政実務図書室／

学習に必要な基本的な文献・雑誌、判例集などが配架され、コピー機も利用できます。また、配置されたパソコンを利用して、DVDやCD-ROM等デジタル化された判例・法令・雑誌論文データベースの検索・閲覧が可能です。川内地区にある東北大学附属図書館や法学部図書室の資料も利用できます。



教室／

主として、第1年次科目、基幹科目、実務基礎科目が開講され、1クラス50人を標準とする少人数・双方向の授業が行われます。



自習室／

法科大学院の学生1人ずつに机が割り当てられ、24時間利用できます。無線LANを利用することによって、各自のコンピュータ端末から、ネットワークに接続することが可能です。



パソコン室／

配置されたパソコンを利用して、いつでも自由に情報を検索・収集することができます。



第4講義室・模擬法廷／

授業（模擬裁判）を行うための設備です。



心豊かな法曹になることを目指して

石井 彦壽 教授(実務民事法等担当)

21世紀のわが国が進むべき方向は、行政指導などの事前規制・調整型社会から脱却し、国民が透明、公正なルールのもとに自己責任原則によって自由に行動する事後監視・救済型の社会であるとされています。

事後監視・救済を担うのは法を適用して解決する司法であり、司法が充実、強化されないと社会は無秩序、無責任なものとなってしまいます。更には、公正かつ有効な競争のためには、企業においてもコンプライアンス(法の遵守)が要請されるのみならず、紛争の事前予防も当然必要とされるはずであり、このた

めの法曹の果たすべき役割も重要となります。

また、競争社会、市場経済には、必ずリスクが伴い、優勝劣敗の原理が支配します。悪徳商法の被害者となる人も出ます。これを自己責任として、放置できない場合もあるはずです。このため、敗者となった人を救済するためのセーフティネットとしての司法の役割も重要となります。

いずれにしても、21世紀の日本においては、これまでも増して、法曹の果たすべき役割が大きくなり、これを養成するための新たな制度として法科大学院が設けられることになった訳です。

ところで、プロフェッションとは、語源的には、神の前で宣言するという意味があり、古来、聖職者、医師、法曹の職業を意味していました。そして、これらの職業の特徴として、専門的な学識、倫理性、職業遂行における私利、私欲の排除、公共への奉仕等があげられております。そして、プロフェッションに属する人間は、学問的に磨き上げられた高度の技術(a learned art)を追求する人間であり、いわば学問と密着した職業であることがプロフェッションの要件であるとされています。

皆さんも、21世紀の日本を平和で秩序ある社会とするために、東北大学法科大学院において、学問的に磨き上げられた高度の技術を身につけ、心豊かな法曹になることを目指してみませんか。

私は、このプロフェッションの語源と35年間の裁判官としての実務経験から体得したことに基づいて、法曹を志す皆さんを全力を挙げて応援したいと願っております。そして、東北大学法科大学院の教育により、社会への貢献を果たすことのできる法曹が将来数多く巣立っていく姿を見ることが、私たち教員の心からの願いです。

信頼できる法曹を目指すみなさんへ

菊池 静香 教授(実務刑事法等担当)

検察庁から派遣された実務家教員として、2年目を迎えました。

司法試験に合格できる実力を培うこと、実務において問題を解決できる実践的な思考力を涵養すること、さらには、紛争や犯罪に巻き込まれた人々の立場や心情を理解できる人間味のある感受性を持ち、使命感と倫理観を持った法曹を育成するということ、かなり欲張った目標を掲げ、学生のみなさんに何が必要なのか、自分に何ができるかを常に自問しつつ、目標の実現に向けて励んできました。

法曹となるには、確かな基本的法律知識を身に付けていること、その法律知識を具体的な事案に応じて自在に使いこなせることが必要です。また、具体的な事案において、要件を満たしているか否かを判断する上で重要な事実を抽出し、それを条文当てはめて考えることができる能力も要求されており、司法試験でも、法曹となるための必要条件としてこれらの能力が問われているところです。

私も刑事法分野の実務家教員は、血の通った具体的な事件を通じて、ともすれば単に暗記しなければならない味気ない知識としか感じられなかった基礎的な知識に現実味をもたせることにより、知識を記憶に定着させ、その知識を具体的な場面に自在に応用できる能力を培うことはもちろん、それだけでなく、事件の背後にある被害者、被告人、被告人の家族などの事件関係者の心情や境遇にも思いを致すことができる人材に育ってほしいと願っています。

現在、私は、必修科目である「実務刑事法」、「刑事裁判演習」を担当しているほか、選択科目として、これらの発展科目である「模擬裁判」、「刑事実務演習」などを担当しています。「実務刑事法」は研究者教員との協働科目で、「実務と理論の架橋」という法科大学院の大きな目標を实践する科目であり、「刑事裁判演習」は裁判官教員及び弁護士教員との協働科目で、数件の具体的な事件を捜査開始から判決に至るまで追っていきながら、刑法と刑事訴訟法を一体のものとして理解する手助けをするとともに、より実践的に、検察官・弁護士・裁判官、それぞれの立場からの視点をも学んでもらおうとしています。「実務刑事法」と「刑事裁判演習」では、相互に緊密な連携をはかりながら講義内容を練り、より効率的で優れた講義を提供できるよう工夫していますし、どの科目でも、学生に活発な発言を求める中で、自己の主張を言葉によって表現し、説得するという法曹に不可欠な能力をも養おうと考えています。

短期間に法曹としての素養を身につけることは容易なことではありませんが、教員は全員、できうる限りの指導をしようという熱意にあふれています。確かな実力を備えた信頼できる法曹を目指す、熱意ある学生を期待します。



大学院としてのロースクール

——高い志と豊かな人間性を備えた法曹・研究者を目指して



辻村 みよ子 教授(憲法、ジェンダーと法演習担当)

専門職大学院としての法科大学院(ロースクール)は、何を目標しているのでしょうか。言うまでもなく、司法研修所や司法試験予備校とは違います。実務研修や受験準備を主眼とするのではなく、「理論と実務の架橋」を目標に、高度な知識と豊かな教養を備えた「優れた法曹」を養成するための大学院です。

「専門職」大学院であるということは、法学理論においても実務においても、高い見識・能力を身につけたプロフェッショナル(専門家)を育成することが目標です。とくに法律の専門家であるためには、社会問題・人権問題に敏感な、鋭い問題意識をもつとともに、人間関係の複雑さや苦悩に対応できる人間味あふれた「プロ」であることが求められます。東北大学法科大学院では、高度な専門知識と同時に豊かな人間性と人権感覚を備えた「一流の」プロの養成を目指しているといえるでしょう。

また、専門職「大学院」である以上は、法学部卒業生としての「法学士」とは異なり、「法務博士」の学位にふさわしい人材を育成しなければなりません。学識の高さはもちろん、深い洞察力と鋭い分析力、広い視野と国際性を備え、時には社会・政治・学説等に対する批判的検討を通して、法学理論を鍛え開拓するチャレンジングな精神も必要です。東北大学法科大学院では、各分野の第一線のスタッフとともに、時代のニーズに即した新しい学問にチャレンジするため、多くの「展開・先端科目」を開講しています。法科大学院を修了したのちに、研究大学院の博士後期課程に進学して研究者や法学博士を目指す道(法科大学院修了者特別選抜、新司法試験合格者特別選抜等)も用意されているのです。

私自身は、憲法学・比較憲法学の研究者として、基礎科目の公法(憲法)を担当するとともに、21世紀COE「男女共同参画参画社会の法と政策—ジェンダー法・政策研究センター」拠点の成果を活かした展開・先端科目「ジェンダーと法」演習も開講しています。毎年多くの受講生とともに、日本社会に存在するジェンダー・バイアス(性差に由来する偏見等)や諸外国の取り組みなどについて、楽しく議論しながら学んできました。

目線を上げて志を高くもち、豊かな人間性と社会性・国際性を備えた優れた法曹や研究者を目指して、皆さんとともに考え、一緒に議論できることを、心から楽しみにしています。

良い法曹を目指し、頭と腕と心を磨こう!

官澤 里美 教授(法曹倫理等担当)

この原稿を読んでいる君は、法曹を目指しているんだよね?

法曹は、勉強してきたことのすべてを駆使し、トラブルに巻き込まれて困っている人たちを助け、感謝されて収入もついて来る、こんなやりがいのある仕事はないよ!

ところで、私は、弁護士で法曹倫理の講義などを担当しているんだけど、ごくたまに法科大学院ではなぜ法曹倫理や新司法試験の科目以外の科目も勉強しなければならないんですか、との質問を受けることがあるんだ。君もそんな疑問を持っているかな?

でも、世の中の実際のトラブルは新司法試験の科目の知識だけでは解決できないことが多く、解決するためには幅広い分野の知識が必要となることが多いんだ。また、知識があっても、それを使いこなす技術がなければトラブルの解決はできないよね。そして、解決にあたる際の精神が間違っていると、トラブルを解決すべき法曹自体がトラブルに巻き込まれたり、ひどいときにはトラブルを起こしてしまうことさえあるんだよ。

もちろん、新司法試験には合格しなければならないけれど、それだけでは良い法曹にはなれない、いや普通の法曹にもなれないんだ。

だから、法科大学院では、良い法曹になってよい仕事ができるように、いろいろな分野の科目を勉強して頭を磨き、ローヤリングや実務系の科目で技術を勉強して腕を磨き、法曹倫理では精神を勉強して心を磨くんだよ。

東北大学の法科大学院では、君たちに良い法曹になってもらおうと、研究者・実務家が協力して幅広い科目を取り揃え、準備万端でぐすねひいて待っているんだ。弁護士になった私も時間があれば受けたいほどだよ。

さあ、良い法曹を目指し、一緒に頭と腕と心を磨こう!



I 入試関係

Q 平成20年度の入試に関するスケジュールを教えてください。また、首都圏で説明会を開催する予定はありますか。

募集要項は7月上旬に公表予定です。入学試験のうち筆記試験については11月24日(土)を予定しています。秋には、片平キャンパスで入試説明会を兼ねたオープン・キャンパスを行う予定です。ただし、予定は変更されることがあるので、ホームページでの情報提供に注意してください。

A

Q 合格者の決定方法について具体的に教えてください。

合格者の決定は、志願者の様々な成績を総合して判定を行います。

具体的にいえば、既修者については、成績証明書、志願理由書、適性試験(大学入試センターの実施する法科大学院適性試験または日弁連法務研究財団の実施する法科大学院統一適性試験)、本法科大学院の実施する法学専門科目筆記試験、面接試験などです。未修者については、成績証明書、志願理由書、適性試験、小論文試験、面接試験などです。

A

Q 学位授与証明書以外の資格証明書等(推薦状、語学能力証明書等)の添付は可能ですか。

各種資格証明書(各種職業資格、旧司法試験短答式試験ないし論文式試験の合格を証明できる書類、公的語学試験成績書等を含む)ないしはその複写物を、自由に添付することができます。ただし、例えば、勤務先の会社の上司や在学・卒業大学の演習の指導教員等によって、その個人的評価・判断に基づいて作成されるいわゆる推薦状については、採点の対象とはしません。また、未修者の選考においては、添付された各種資格証明書のうち、もっぱら専門的知識修得の有無を示すようなもの(旧司法試験短答式試験ないし論文式試験の合格を証明できる書類)は、採点の対象とはしません。

A

Q 未修者・既修者の決定方法やそれぞれの定員を教えてください。また、平成19年度は、未修者・既修者それぞれ何人入学したのでしょうか。

入学を志望する者は、予め入学申請にあたって、2年間での修了を希望するか否かを示すものとします。

なお、平成17年度までの入試とは異なり、2年間での修了を希望した者に対して、法学未修者としての入学を認めることはありません。

平成20年度は既修者は55名程度、未修者は45名程度合格させる予定です。平成19年度は、既修者67名、未修者45名が入学しました。

A

Q 東北大学以外で入学試験を受けることは可能ですか。

「第2次選考(11月24日小論文試験ないし法学専門科目筆記試験)」については、東京会場(東京海洋大学:東京都港区港南4-5-7)で受験することも可能です。なお、第3次選考は、東北大学会場のみです。

A

Q 過去の入試問題を入手することはできますか。

入試問題および出題趣旨をホームページ上でみることができます。

A

Q 東北大学法科大学院の募集要項等の入手方法を教えてください。

①インターネット(携帯電話・パソコン)または自動音声応答電話をご利用下さい。

インターネット(携帯電話・パソコン)の場合		自動音声応答電話の場合	
 http://telemail.jp 携帯電話(iモード・EZweb・Yahoo!ケータイ)、パソコンとも共通アドレスです。	QRコード ※携帯電話でQRコードを読み取り、アクセスした場合は資料請求番号の入力は不要です。		IP電話 TEL 050-2015-0555※ ※IP電話: 一般回線からの通話料金は日本全国どこからでも3分毎に約11円です。
			一般電話 TEL 06-6222-0102

②資料請求番号(750050)をプッシュまたは入力して下さい。

③あとはガイダンスに従って登録して下さい。

※郵送開始日までのご請求は予約受付となり、郵送開始日になりましたら一斉に郵送します。
 ※送料は、お届けする資料へ同封されている支払方法に従いお支払い下さい。

請求方法についての問い合わせ先 テレメールカスタマーセンター
 TEL 050-2015-5050(9:30~18:00)

A

Ⅱ 施設関係

Q 自習室はあるのでしょうか。
また、その利用時間はどうなっていますか。

自習室では、法科大学院の学生1人につき机1つずつ割り当てられ、24時間利用できます。無線LANを利用することによって、各自のコンピュータ端末から、ネットワークに接続することが可能です。

その他にコモンルームもあり、予復習の合間に、教員や友人とのコミュニケーションの場として利用できます。

Q 法科大学院専用の図書室がありますか。

法政実務研修棟に公共政策大学院と共用の法政実務図書室があります。学習に必要な基本的な文献・雑誌、判例集などが配架され、コピー機も利用できます。また、配置されたパソコンを利用して、DVDやCD-ROM等デジタル化された判例・法令・雑誌論文データベースの検索・閲覧が可能です。

川内地区にある東北大学附属図書館や法学部図書室の資料も利用できます。

Q インターネットへの接続設備はあるのですか。

自習室から無線LANを通じてネットワークに接続できるほか、パソコン室に配置されたパソコンを利用して、いつでも自由に情報を検索・収集することができます。判例・文献の検索には、インターネットを通じた法科大学院教育研究支援システム(TKC)も利用できます。

Ⅲ カリキュラム関係

Q 1年間の最大履修単位数を教えてください。

1年次生は32単位(必修30単位)、2年次生は36単位(必修30単位)、3年次生は44単位(実務基礎科目、基礎法・隣接科目、展開・先端科目の必修を含む)です。

Q 司法試験の仕組みについて教えてください。

司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を備えているかどうかを判定する試験であり、法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行われます(改正後の司法試験法(平成17年12月1日施行)1条1項・3項)。試験は、択一式を含む短答式と論文式による筆記の方法により行われます(同法2条)。短答式試験と論文式試験は同時期に行われ、受験者全員が両方の試験を受けることになります。

司法試験の受験資格は、法科大学院課程の修了者(東北大学法科大学院においては法務博士(専門職)の学位を受けた者)及び司法試験予備試験の合格者を対象に与えられます。

なお、平成18年度の司法試験は、東北大学法科大学院修了者から42名が受験し、うち20名が合格しています。

Q 標準の修業年限で修了できない場合、留年できますか。

各年次ごとに、1年に限り再履修することができます。

Q 東北大学法科大学院では、司法試験に対応した講義が開講されていますか。

もちろんです。短答式試験は、公法系科目(憲法及び行政法に関する分野の科目)、民事系科目(民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目)及び刑事系科目(刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目)の3科目について行われ、また、論文式試験は、公法系科目(憲法及び行政法に関する分野の科目)、民事系科目(民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目)、刑事系科目(刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目)及び選択科目(専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する1科目)の4科目について行われます。

東北大学法科大学院においては、2年次配当の基幹科目(実務公法、実務民事法及び実務刑事法)がこれに対応する講義であり、選択科目についても、多種多彩な展開・先端科目を用意しています。(6ページ参照)

Ⅳ その他

Q 奨学金制度について教えてください。

国の育英奨学制度である、日本学生支援機構奨学金を申請することができます。これまでのところ、東北大学法科大学院の学生は、Ⅰ種(無利子貸与)・Ⅱ種(有利子貸与)の種類を問わなければ、申請をしたほぼすべての方に奨学金の貸与が認められています。

また、独自の奨学金制度として、東北大学法科大学院の学生のうち、成績優秀者10名(1年次生3名、2年次生7名)に、「JR東日本奨学生」として、奨学金20万円を給付します。選考基準は、1年次生については、当該年度の第1年次科目単位加重総得点の高得点者上位3名、2年次生については、当該年度の基幹科目単位加重総得点の高得点者上位7名となります。

法学研究科長		法科大学院長	
稲葉 馨		坂田 宏	
行政法、実務公法		民事訴訟法、実務民事法、リーガル・クリニック、エクスターンシップ、民事執行・保全法	
教 授			
石井 彦壽【実務家(裁判官)】		芹澤 英明	
実務民事法、法曹倫理、民事・行政裁判演習、民事法発展演習、民事特別法、応用倒産法		リーガル・リサーチ、実務外国法I、実務外国法II、法と経済学、外国法文献研究I、トランスナショナル情報法	
植木 俊哉		辻村 みよ子	
国際法発展、国際法発展演習		憲法、ジェンダーと法演習	
大内 孝		西村 篤子【実務家(外務省)】	
西洋法曹史		国際人権・刑事法	
岡本 勝		畑 一郎【実務家(派遣裁判官 教員)】	
実務刑事法		法曹倫理、民事要件事実基礎、民事法発展演習	
河上 正二		平塚 政宏【実務家(特許庁審判官)】	
民法I、実務民事法、リーガル・クリニック、法と経済学、医事法		知的財産法I	
官澤 里美【実務家(弁護士)】		藤田 紀子【実務家(弁護士)】	
法曹倫理、リーガル・クリニック、エクスターンシップ		民事・行政裁判演習、リーガル・クリニック、エクスターンシップ、消費者・家族と法、民事法発展演習	
菊池 静香【実務家(派遣検察官 教員)】		水野 紀子	
実務刑事法、法曹倫理、刑事裁判演習、模擬裁判、刑事実務演習II		民法III、実務民事法、医事法、消費者・家族と法、民事法発展演習	
小粥 太郎		山元 一	
民法II、民事特別法		実務公法、外国法文献研究III	
佐藤 裕一【実務家(弁護士)】		吉原 和志	
ローヤリング、エクスターンシップ、民事法発展演習		商法、実務民事法、金融商品取引法、企業法務演習I	
澁谷 雅弘		吉田 正志	
法と経済学、租税法基礎		日本法曹史演習	
准教授			
蘆立 順美		嵩 さやか	
法と経済学、知的財産法I、知的財産法II		社会保障法	
樺島 博志		中林 暁生	
リーガル・リサーチ、実務法理学I、実務法理学II		比較憲法発展	
河崎 祐子		成瀬 幸典	
倒産法、応用倒産法		刑法、実務刑事法	
久保野 恵美子		西久保 裕彦【実務家(環境省)】	
民法I、実務民事法、医事法		環境法I	
佐藤 隆之		西谷 祐子	
実務刑事法、民事訴訟法		実務国際私法I、実務国際私法II、外国法文献研究II	
トーマス＝ベルンハント・シェーファー		菱田 雄郷	
外国法文献研究II		法と経済学	
清水 真希子		森田 果	
商取引法演習		実務民事法、法と経済学	
滝澤 紗矢子		米村 滋人	
法と経済学		医事法	

法科大学院入試情報

入学許可者は、3年での修了を予定する者(以下「法学未修者」という)を45名程度、2年間での修了を予定する者(以下「法学既修者」という)を55名程度とする予定です。

法学既修者としての入学を希望していた者に対して、法学未修者としての入学を認めることはありません。

入学者選抜にあたっては、以下の資料を総合的に考慮します(正確な内容は、東北大学法科大学院募集要項にて確認下さい)。

一次選考

- ① 大学入試センターの実施する法科大学院入学適性試験
または日弁連法務研究財団の実施する法科大学院統一適性試験の成績
- ② 大学における成績の証明書
- ③ 志願理由書

二次選考

志願者のうち、3年間での修了を希望する者については、上記の①～③に加え、

- ④ 小論文試験(思考力、表現力等を問うもの)

志願者のうち、2年間での修了を希望する者については、上記の①～③に加え、

- ④' 法学(基本的な科目)に関する筆記試験
憲法／行政法／民法／刑法／商法／民事訴訟法／刑事訴訟法の7科目
- ⑤「法科大学院既修者試験」*において著しく優秀な成績をおさめた者については、選考の際に加点事由としますが、その際に必要な科目は、憲法・民法・刑法の3科目とします。

三次選考

志願者のうち、3年間での修了を希望する者については、上記の①②③④、

2年間での修了を希望する者については、上記の①②③④'⑤に加え、

面接試験(法律家としての資質・適格性があるかどうかを判断するもの。第二次選考に合格した者に対して行います。)

※なお、入学志願者数が募集人員を大幅に上回り、上記④④'の筆記試験を適切に実施できない場合には、第1段階選抜を行い、その合格者に対して第二次選考を行います(約5倍)。

*「法科大学院既修者試験」は、日弁連法務研究財団・商事法務研究会主催／法学検定試験委員会による短答式試験であり、平成19年7月29日(日)に、全国規模で実施されます。

入試日程

試 験 日	実 施 内 容	未修者	既修者
2007年6月10日(日)	法科大学院統一適性試験(日弁連法務研究財団)	●	●
2007年6月24日(日)	法科大学院適性試験(大学入試センター)	●	●
2007年7月	東北大学法科大学院募集要項発表(予定)		
2007年7月29日(日)	法科大学院法学既修者試験(日弁連法務研究財団)	×	▲
2007年10月10日(水)～17日(水)	願書受付期間		
2007年11月24日(土)	法学専門科目筆記試験	×	●
2007年11月24日(土)	小論文試験	●	×
2007年12月16日(日)	面接試験	●	●

東北大学法科大学院所在地MAP



TOHOKU
UNIVERSITY

TOHOKU UNIVERSITY LAW SCHOOL

東北大学法科大学院

◆お問い合わせは◆

東北大学 法学部・法学研究科 専門職大学院係
〒980-8577 仙台市青葉区片平二丁目1-1 TEL.022-217-4945
ホームページ:<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/>

2007年7月発行